



競争政策に対する意見

在日米国商工会議所(ACCJ)

2006年11月9日

競争政策について

企業との関係で健全な競争環境を促進するには、透明性が高く公平・予測可能で責任の明確な確固とした競争政策体制を整備して、競争を推進するとともに、市場メカニズムの適切な機能や消費者の福利を推進していく必要がある。近年、日本国内においては、競争政策執行体制の改善に向けた前進が見られる。たとえば、2005年には独占禁止法の改正(2005年改正法)が行われている。2005年改正法の内容としては、課徴金減免制度や強制調査権限の導入、課徴金制度や審判手続の見直しなど、公正取引委員会(公取委)による競争法の実効的運用の強化を目指した変更が盛り込まれている。ACCJとしては、この改正を全体としては強く支持するが、さらに注意を要する問題点も多数存在すると考えている。

2005年改正法に基づいて、内閣官房長官主催で「独占禁止法基本問題懇談会」を招集して、2005年改正法や課徴金制度、審判手続の執行状況の検討を行っている。また同懇談会では、検討結果を踏まえた上で、2005年改正法の施行から2年以内に所要の措置を講ずることとしている。2006年7月21日には、「独占禁止法における違反抑止制度のあり方等に関する論点整理」(「論点整理」)と題された書類が公表された。

提言

独占禁止法調査会の検討内容や論点整理を踏まえた上で、ACCJは、以下の提言を行う。

- **グローバル・ベスト・プラクティスとの整合性を確保する。** 刑事罰の範囲拡大措置を講じる場合には、グローバル・ベスト・プラクティスとの整合性を確保すべきであり、また、適正手続や透明性、予測可能性を最大限に確保する厳格な措置を同時進行で実施しなければならない。

the american chamber of commerce in japan
masonic 39 mt bldg. 10f 2-4-5 azabudai, mintato-ku, tokyo 106-0041

在日米国商工会議所

〒106-0041 東京都港区麻布台 2-4-5 メソニック 39MT ビル 10 階
tel 03 3433 5381 fax 03 3433 8454 www.accj.or.jp

- **私的独占を禁止する独占禁止法（独禁法）中核条項を有効活用する。** 公取委では、不公正な取引方法という軽微な違反行為を禁止する独禁法条項に準拠して判断を行うことが多いが、このような条項における事実認定や違法行為に関する基準は非常に低く、かつ不明確であり、軽微な違反行為はあまり多くの資源を投入せずに特定できる。競争政策では、適切な枠組みと環境を整備することにより、公平で自由な競争を推進すべきである。既存の市場参加者の保護に競争政策を流用すべきではない。
- **刑事罰の運用の厳格化。** 刑事罰の運用を厳格化すると、日本の競争政策法令の抑止効果が強化される。ただし、刑事罰の性質を変更したり、その運用を強化する場合には、現行の課徴金制度との関係で、どのようにしてその刑事罰を整合させていくのが考慮しなければならない。この種の罰則についてはハード・コア（極めて悪質）な違反行為（例、価格操作カルテル、入札談合など）に厳格に限定すべきであり、「不公正な取引方法」については、その事実認定基準が甘いことを理由に公取委が認定を多用していると批判されていることから、厳格な罰則を適用すべきではない。
- **課徴金。** 2005年の独禁法改正に基づいて課徴金の水準が大幅に引き上げられたが、抑止効果を持たせるには、欧米に近い水準まで課徴金を引き上げる必要がある。同時に、法令違反の宣告を受けた企業であっても、法令違反の防止のための実効的な体制を整備し、実施するために多大な努力を払っている企業については、罰則軽減制度を設けるべきである。
- **課徴金減免制度。** 日本政府は、グローバル・ベスト・プラクティスに準拠した形で、情状酌量制度の実効性を強化する措置を講じるべきである。
- **他省庁や民間関係者の役割の強化。** 日本政府は、法務省、警察庁、経済産業省など、公取委以外の政府機関や民間団体からの裁判所に対する申し立てを推進する措置を実施すべきである。
- **「不当景品類及び不当表示防止法」を廃止する、もしくは大幅な規模縮小を行う。** ACCJでは、同法には好ましくない影響があることに加え、公取委により外国法人の新規市場参入に同法が適用されていることについて20年以上にわたって頻繁に意見を述べてきた。同法は過去20年間でわずかながら「自由化」されてきたが、競争上のツールとして景品を利用する場合について、同法の内容を時代に即したものに大幅修正するか、完全に撤廃した方が日本の市場や消費者にとってプラスになると思われる。
- **公正取引協議会の役割。** 公正取引協議会の役割については、その内容が競争阻害的な形で悪用されないよう見直す必要がある。
- **適正手続の確保。** 独禁法違反容疑の取扱いに際しては、注意・警告に関して明確かつ透明な措置を講じる。これらの公表措置を受けた当事者に対しては、

挙証責任を負わないことや中立的な法の裁定者の存在がないことに加え、調査対象に対して審問の機会を与えたり、事実関係や関連法令の解釈を提出する機会も確保されていないなど、法令上の基本的適正手続が与えられておらず、また、代理人を任命する権利や司法審査を受ける権利も認められていない。注意・警告を発した場合、被疑行為や当事者の名称が公表されると、評判や市場の面で深刻な影響が生じることになる。

- *消費者にとって利益になる「公正」取引の重視と、不当廉売措置の制限。* 公取委に対し更に消費者福利に関する権限・責務を与え、競争法令の執行活動において消費者の利益が重視されるようにし、市場の競争の改善を通じて消費者利益が増進されることに重点をおくべきである。その意味で、過去における不当廉売や「不公正」景品に関する各種事案を見ると、既得権益を持つメーカーが重視されていたことは否めないため改善が必要である。
- *合併に関する分析と規制。* 公取委は、合併に関する分析のガイドラインや手続の透明性を高めるとともに、グローバル・ベスト・プラクティスに沿った内容にすべきである。現行手続では、資産の取得の場合に事前通知が義務付けられて、実施前に待機期間が設けられている一方で、株式の取得の場合には事後通知のみが義務付けられていることから、現行手続を是正すべきである。事後通知を通じて公取委が株式取得の買収案件が独禁法に違反したことを察知した場合、法務リスクやコマーシャルリスクが大きいため、株式取得を予定している場合には、当事者は公取委との間で非公式な事前協議を行うケースが多い。ただし、この非公式協議については、手続規則や情報開示の対象とならないため、回答については具体的な期限が設けられておらず、開示要件についても詳しく定められていない。
- *下請法の検討。* 関連する新下請法全般の検討をすべきである。この法律は実際の請負業者と多くの下請業者との間の商取引では非常に実践的でなく、不要な場合が多い。

(以上、2006年11月9日午後3時30分公表予定の「ACCJ ビジネス白書 - 相利共生」より抜粋)